

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和34年9月1日から35年2月2日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年9月1日に、資格喪失日に係る記録を35年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から36年ごろまで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和34年9月からA社で自動車整備士として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する自動車整備士技能検定合格証書、A社が保管する申立人の失業保険の被保険者資格取得確認通知書、同資格喪失確認通知書及び当時の同僚の証言から、申立人は、昭和32年9月16日に二級自動車整備士の資格を取得した後、同社で自動車整備士として勤務し、34年9月1日に同社で雇用保険の被保険者資格を取得し、35年2月1日に喪失していることが確認できる。

同社に事情を聴取したところ、「保存期間経過により関係書類は廃棄されており、詳細な状況は不明であるが、当時、自動車整備士等の有資格者を優先的に採用しており、採用後速やかに厚生年金保険及び雇用保険にセットで加入させていたはずである。」と供述しており、事実、申立人が氏名を挙げた同僚の厚生年金保険と雇用保険の加入期間は合致している。

以上のことから、申立人は、申立期間のうち昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 2 月 2 日について、厚生年金保険に加入し、保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認するのが相当である。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の失業保険の被保険者資格取得確認通知書に記載されている賃金月額及び申立人と同じく自動車整備士として勤務していた同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 9 月から 35 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和42年3月から43年4月までは3万6,000円、43年5月から同年9月までは4万8,000円、43年10月から44年4月までは4万5,000円、44年5月から同年7月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月1日から44年8月ごろまで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入記録が昭和32年6月1日から42年3月1日までの期間しか無い旨の回答を得た。第二子（昭和45年*月*日誕生）を妊娠したのを契機に同社を退職した記憶があり、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管する職員名簿及び給与履歴証明書から、申立人は申立期間である昭和42年3月1日から44年8月20日までの期間について、A社C事務所で勤務していたことが確認できる。

また、昭和42年3月1日から44年8月21日までの期間については、社会保険事務所が保管するA社C事務所の被保険者原票において、申立人と氏名及び生年月日が同じ者に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が42年3月1日から44年8月21日までの期間は、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録か

ら、昭和 42 年 3 月から 43 年 4 月までは 3 万 6,000 円、43 年 5 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円、43 年 10 月から 44 年 4 月までは 4 万 5,000 円及び 44 年 5 月から同年 7 月までは 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から39年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。叔父の勧めで母が昭和36年6月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、母又は私が保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号がA市で払い出されたのは、前後の任意加入者の資格取得日から、申立期間経過後の昭和40年4月ごろであり、その時点で申立期間のうち36年6月から37年12月までの期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、加入手続に関与していない上、申立期間の保険料は、その母又は申立人が納付していたと主張しているが、申立人の母（昭和44年死亡）から国民年金保険料の具体的な納付状況等について聞いていない。

さらに、申立人自身も納付状況に係る記憶が定かでなく、銀行や市役所、あるいは当時申立人の父が経営していた店と取引のあった銀行の集金担当行員に、毎月、保険料を支払っていたと説明しているが、当時の保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し、検認を受ける印紙検認方式ちょうふであったところ、申立人は国民年金手帳に係る記憶が無いことから申立人の

説明は不自然である。

さらに、申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 8 日から 39 年 3 月 1 日まで

昭和 38 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 8 日から A 社 B 局（現在は、C 社）で臨時雇用員として採用され、その後、正職員として勤務していたが、39 年 2 月まで D 事業所、E 事業所で勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社職員の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っている独立行政法人 F 機構 G 部（以下、G 部という。）が保管する履歴カードにより、申立人が、昭和 38 年 4 月 8 日から同年 12 月 31 日までは B 局の D 事業所の臨時雇用員として、39 年 1 月 1 日から同年 2 月 29 日までは同局の E 事業所の試用員として勤務していることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によれば、B 局は、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間の一部（昭和 38 年 4 月 8 日から同年 10 月 31 日までの期間）については、適用事業所としての記録は無い。

また、C 社に臨時雇用員及び試用員の厚生年金保険の取扱いを確認したところ、「当時、社会保険の適用事務は B 局で行っていたが、実際の適用決定は、現業機関単位の裁量に委ねられていた。保存期限経過により、関係資料が無く、詳細は不明であるが、雇用形態、雇用期間、勤務状況等を考慮して厚生年金保険への加入を決定していたと思われ、結果として、臨時雇用員及び試用員については採用及び発令と同時に加入させることとしていなかったようである。」としており、同局の現業機関では、必ずしも採用及び発令後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうか

がえる。

事実、申立人が氏名を挙げているD事業所、E事業所の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、臨時雇用員及び試用員の期間の加入記録は無く、これら同僚から、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

また、G部に確認したところ、「申立期間の厚生年金保険の加入の有無については、参考となる資料等一切がA社から承継されていないため、確認することができない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 15 日から 39 年 2 月 1 日まで
昭和 38 年 3 月に高校を卒業し、同月 15 日から A 社 B 局（現在は、C 社）で臨時雇用員として採用され、その後、正職員として勤務していたが、39 年 1 月まで臨時雇用員として勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社職員の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っている独立行政法人 D 機構 E 部（以下、E 部という。）が保管する履歴カードにより、申立人が、昭和 38 年 3 月 15 日から 39 年 1 月 31 日までは B 局の臨時雇用員として勤務していることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によれば、B 局は、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間の一部（昭和 38 年 3 月 15 日から同年 10 月 31 日までの期間）については、適用事業所としての記録は無い。

また、C 社に臨時雇用員の厚生年金保険の取扱いを確認したところ、「当時、社会保険の適用事務は B 局で行っていたが、実際の適用決定は、現業機関単位の裁量に委ねられていた。保存期限経過により、関係資料が無く、詳細は不明であるが、雇用形態、雇用期間、勤務状況等を考慮して厚生年金保険への加入を決定していたと思われ、結果として、臨時雇用員については採用と同時に加入させることとしていなかったようである。」としており、同局の現業機関では臨時雇用員については、必ずしも採用後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

事実、申立人が氏名を挙げている同僚について、厚生年金保険の被保

険者記録を確認したが、臨時雇用員の期間の加入記録は無く、この同僚から、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

また、E部に確認したところ、「申立期間の厚生年金保険の加入の有無については、参考となる資料等一切がA社から承継されていないため、確認することができない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 41 年 7 月 1 日から 49 年 1 月 31 日まで、A 店に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、A店において厚生年金保険被保険者の資格を昭和 41 年 7 月 1 日に取得し、同年 12 月 1 日に資格を喪失しており、その 10 か月後の 42 年 10 月 1 日に再度資格を取得し、49 年 2 月 1 日に再度資格を喪失したこととなっている。

同店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、また、当時の経理担当者から聴取しても申立期間における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

そこで、社会保険庁の記録から、申立人と共に昭和 41 年 7 月 1 日に同店における厚生年金保険被保険者の資格を取得した従業員 4 人に照会したところ、このうち 2 人は申立人が申立期間に同店で勤務していたことを記憶しているものの、申立人の厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明であるとしている。また、このうちの 1 人は、「申立期間当時の給与は出来高払いであり、従業員の中には、手取額を多くするため、厚生年金保険に加入していない従業員もいた。」と説明している。

事実、社会保険事務所が保管する同店の厚生年金保険被保険者原票で確認したところ、申立期間当時、申立人のほかに 3 人が資格を喪失し、8 か

月から10か月後に再度資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人の前記被保険者原票によれば、申立人は昭和41年12月1日に資格を喪失した後、42年1月6日に健康保険証を返納していることが確認できる。

なお、申立人には給与明細書等の関連資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 35 年 3 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたとしているが、同社は既に適用事業所ではなくなっており、事業を継承しているB社においても、当時の人事記録、賃金台帳等の資料は無いことから、これらの資料により、申立期間について申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚2人の氏名を挙げているが、これら同僚2人はいずれも同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。そこで、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時被保険者資格を有した従業員に照会したが、申立人の勤務の実態及び保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る同社の被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

なお、申立人には給与明細書等の関連資料は無く、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から同年11月まで

昭和55年2月から56年3月までA社に勤務し、調理補助などに従事していたが、55年11月までの厚生年金保険の加入記録が無い。夏場は客が多く、朝早く迎えの車が来て忙しく勤務していた。夫も同じ時期に入社して、ボイラーの仕事をしていた。記録がないことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和55年3月1日取得、56年3月6日離職となっていることから、申立期間のうち、当該期間については、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は申立事業所の親会社であるB社で昭和55年12月5日に資格取得し、56年3月7日に資格喪失しており、申立期間における加入記録は無い。

申立人は、昭和55年3月ごろ、申立事業所が土産物及び食事を提供する店舗を開店させ、この店舗には申立人や夫など約30人が雇われていたとしており、記憶している同僚14人の氏名を挙げている。これら14人の同僚の被保険者記録を確認したところ、このうち1人は加入記録が無く、他の13人は加入記録を確認することができたものの、うち11人は、いずれも申立人と同様、B社で同年12月5日に資格を取得しており、店舗が開店したとする同年3月から資格を取得するまでの期間に係る加入記録はみられない。

また、申立人と同様に申立期間の加入記録が無い前記同僚11人のうち、8人に対し、申立期間における申立事業所での厚生年金保険料の控除の有無を照会したところ、いずれの者からも控除の事実をうかがわせる供

述は得られず、「社会保険料は控除されておらず、その分、手取りを多くもっていた時期があったと思う。健康保険証をもらったのは申立事業所が出店した昭和 55 年 3 月当初ではなく、時期は覚えていないが途中からであった。入社後、55 年 12 月に申立事業所で厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金に加入していた。」としている。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の資料もない上、社会保険庁の記録からは事業主の特定ができず、また、同僚から情報提供のあった事業主は既に死亡していることから、厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

加えて、申立人には給与明細書等保険料の控除の事実を示す関係資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月から 43 年 4 月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、A局に非常勤職員として勤務しており、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A局に勤務していたとしているが、A局の承継会社であるB社C支店では「A局は昭和 61 年 3 月に廃局になっているものの、一部文書については、当支店で保管していることから、申立人に係る勤務履歴を調査したところ、勤務の事実を確認できる文書は無かった。」としている。

また、申立人は、同局における当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時被保険者資格を有した同僚に照会したが、いずれも申立人のことをよく覚えていないとのことであり、申立人の勤務の実態及び保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無かった。

加えて、同局の被保険者名簿には申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人には給与明細書等の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関係資料は無く、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 12 年 12 月 1 日まで
A 銀行に昭和 34 年 4 月に入行し、平成 12 年 11 月に定年退職したが、平成 8 年 3 月から標準報酬月額が 24 万円に減っていることに納得いかない。実際の給与は 30 万円くらいあったと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、昭和 34 年 4 月の入行以来、漸増し、平成 7 年 10 月の定時決定において、44 万円となっているが、8 年 3 月に随時改定され、12 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失するまでの期間は 24 万円となっている。

また、A 銀行が保管している申立人の給与台帳兼所得税源泉徴収簿によれば、平成 7 年 10 月定時決定の算定対象月となる同年 5 月、6 月及び 7 月の給与支給額は不明であるものの、記録が残っている同年 10 月及び 11 月の給与支給額は 43 万 9,100 円となっている。また、8 年 3 月に行われた随時改定の算定対象月となる 7 年 12 月、8 年 1 月及び同年 2 月の給与支給額は、23 万 8,300 円（7 年 12 月、8 年 2 月）及び 24 万 8,300 円（8 年 1 月）、その後、12 年 11 月に定年退職するまでの給与支給額も 23 万 8,300 円から 24 万 3,599 円までの間となっており、申立期間に係る社会保険庁の記録による申立人の標準報酬月額は、給与台帳兼所得税源泉徴収簿に記録されている申立人の給与支給額に基づく標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録による申立人の標準報酬月額は、給与台帳兼所得税源泉徴収簿に記載された社会保険料控除額から算定した厚生年金保険料額に基づく申立期間の標準報酬月額とも一致していることが確認でき

る。

加えて、同銀行人事部では申立人の給与支給額が平成7年12月から減っていることについて「一般行員であった申立人は、55歳となった日の属する月の翌月（7年12月）から専門職務を担う専門行員に変更となっている。専門行員の給与月額是一般行員の6割程度の額となっている。」と説明している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。